

競技団体運営強化事業補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の加盟団体等及び理事長が、特に認める団体（以下「補助対象団体」という。）の運営・組織強化と活動の促進を図ることを目的として、補助金を交付することについて必要な事項を定める。

(補助対象)

第2条 補助率、補助金額は、次の表のとおりとする。

区分	補助率・補助金額	
補助対象団体均等割	①均等割額	
	加盟団体	30,000円
	準加盟団体他	10,000円

(補助金交付の申請)

第3条 補助金交付の申請をしようとする補助対象団体は、競技団体運営強化補助金交付申請（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（年間総事業）
- (2) 収入支出決算書（年間総事業費）

(補助金の額の確定)

第4条 理事長は、補助金の交付申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、条件に適合するものと認めるときは、その旨を補助対象団体に文書で通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第5条 補助対象団体が補助金の交付を受けようとするときは、競技団体強化事業補助金請求書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

(補助)

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、スポーツ振興事業補助金交付規程によるほか、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。